

徳島市物価高騰対応定額給付金に関する よくあるご質問（Q&A）

※随時、更新されます。

■ 制度の概要

Q この給付金はどのような制度ですか。

A 食料品等の物価高騰による生活者の負担を軽減するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」（令和7年11月21日閣議決定、令和7年12月16日補正予算成立）を活用して、徳島市が支給する給付金です。

■ 支給対象者・支給金額

Q どのような人が支給対象となりますか。また、支給金額はいくらですか。

A 令和8年1月1日（基準日）時点で、徳島市に住民登録がある方が対象です。支給金額は1人あたり5,000円です。また、75歳以上の方（昭和26年4月1日以前生まれの方）については、1人あたり5,000円を加算して支給します。

Q 給付金を受け取るのは誰になりますか。

A 原則として、給付対象者のいる世帯の世帯主（令和8年3月13日時点の住民票上の世帯主）に、世帯分をまとめて支給します。同一住所でも世帯分離をしている場合は、それぞれの世帯主に支給します。なお、給付を受けるためには、令和8年1月1日（基準日）時点で徳島市に住民登録があることが必要です。

Q 外国人も支給対象になりますか。

A 令和8年1月1日（基準日）時点で徳島市に住民登録がある方であれば、対象となります。ただし、短期滞在者など住民基本台帳に記録されていない方は対象となりません。

Q 令和8年1月1日に生まれた子どもは支給対象になりますか。

A 令和8年1月1日（基準日）に生まれた方は対象となります。ただし、令和8年1月2日以降に生まれた方は対象となりません。

Q 生活保護受給者は支給対象になりますか。

A 令和8年1月1日（基準日）時点で徳島市に住民登録がある場合は、対象となります。

Q 令和8年1月2日以降に徳島市へ転入した場合、支給対象になりますか。

A 令和8年1月1日（基準日）時点で徳島市に住民登録がないため、対象となりません。

Q 令和8年1月2日以降に徳島市から転出した場合、支給対象になりますか。

A 令和8年1月1日（基準日）時点で徳島市に住民登録がある場合は、対象となります。

Q 基準日（令和8年1月1日）以降に世帯主が亡くなった場合、給付金はどうなりますか。

A 基準日以降に世帯主が亡くなった場合は、以下のとおりとなります。

・ 申請書類の提出前や支給決定通知後に世帯主が亡くなった場合

単身世帯の場合：世帯が消滅するため、支給対象となりません。

他に世帯員がいる場合：新たに世帯主となった方に支給します。詳しくはコールセンター（TEL：088-677-3066）へご連絡ください。

・ 申請書類の提出後に世帯主が亡くなった場合

当該世帯主に給付します。本給付金は相続財産となるため、口座が凍結されている場合等はコールセンター（TEL：088-677-3066）へご連絡ください。

徳島市物価高騰対応定額給付金に関する よくあるご質問（Q&A）

※随時、更新されます。

■ 手続き方法

Q 住民票上の住所と実際に住んでいる住所が異なる場合、書類はどちらに送付されますか。

A 「支給決定通知」・「申請書」は、原則として支給対象となる世帯の世帯主（令和8年3月13日時点の住民票上の世帯主）宛てに住民票登録がある住所へ送付します。

Q DV等やむを得ない事情で住民票の住所と居住実態が異なる場合はどうなりますか。

A DV避難者や離婚協議中など、居住実態が住民票と異なる場合でも、本給付金の支給対象となる可能性があります。コールセンター（TEL：088-677-3066）へお問い合わせください。
※令和8年1月1日時点で徳島市に住民登録がある必要があります。

Q 必ず手続きを行う必要がありますか。

A 世帯主の口座情報を徳島市が把握しているかどうかによって、手続きが異なります。

・手続き不要

当事業において世帯主の口座情報を把握している場合、令和8年5月11日より、順次「支給決定通知」を送付しております。手続きは原則不要です。

・手続き必要

口座情報を把握していない場合等は、令和8年5月下旬頃から順次「申請書」を送付します。必要事項を記入し、添付書類とともに郵送又は窓口まで持参してください。

「支給決定通知」・「申請書」等が届かない場合でも要件を満たす可能性がある方は、コールセンター（TEL：088-677-3066）までお問い合わせください。

Q 給付金を受け取るにはどのような手続きが必要ですか。

A 届いた書類の種類に応じて、以下のとおり対応してください。

・「支給決定通知」が届いた場合

記載内容を確認し、問題がなければ手続きは不要です。記載された口座に入金されます。

・「申請書」が届いた場合

必要事項（口座番号等）を記入し、添付書類とともに郵送又は窓口まで持参してください。
申請期限は令和8年8月31日（月）です。

① 郵送の場合（当日消印有効）

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市物価高騰対応定額給付金担当宛

② 窓口持参の場合（月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 祝日を除く）

徳島市物価高騰対応定額給付金窓口（徳島市役所1F 国際親善コーナー）

Q 申請期限を過ぎてしまった場合はどうなりますか。

A 申請期限（令和8年8月31日（月）、郵送の場合は当日消印有効）を過ぎた場合は、理由の如何にかかわらず申請を受理できないため、給付金を支給することができません。申請はお早めにお手続きください。

Q 給付金関連の書類を紛失してしまいました。どうすればよいですか。

A 書類の種類に応じて、以下のとおり対応してください。

・「支給決定通知」を紛失した場合

通知に記載されていた口座の通帳に記帳する等でご確認ください。

・「申請書」を紛失した場合

申請書を再発行しますので、コールセンター（TEL：088-677-3066）へお申し出ください。

徳島市物価高騰対応定額給付金に関する よくあるご質問（Q&A）

※随時、更新されます。

■ 給付金の受け取り・振込

Q 給付金はいつ振り込まれますか。

A 振込予定日は書類の種類に応じて、以下のとおりです。

- ・「支給決定通知」が届いた世帯：令和8年6月上旬頃から順次
 - ・「申請書」が届いた世帯：市が申請書を受理した日から約1か月
- ※「申請書」に不備がある場合は、1か月以上かかることがあります。

Q 給付金はどのように受け取るのですか。

A 原則として、世帯主本人名義の口座に振り込みます。ただし、以下の場合は例外があります。

・成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が代理人として、代理人名義の口座で受け取ることができます。この場合、世帯主本人および代理人双方の本人確認書類の提出に加え、代理権限を証明する書類の提出が必要です。

・口座を開設していない等、特別な事情がある場合

現金での受け取りが可能です。詳しくはコールセンター（TEL：088-677-3066）へご相談ください。

Q 代理人が申請・受け取りを行う場合、どのような書類が必要ですか。

A 世帯主本人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）と代理人の本人確認書類の両方が必要です。また、世帯主と代理人の関係が確認できる書類（戸籍謄本等）が必要となる場合があります。詳細はコールセンター（TEL：088-677-3066）へお問い合わせください。

Q 給付金の振込を世帯主と世帯員に分けて行うことはできますか。

A 本給付金は世帯単位での支給を原則としているため、世帯主以外の世帯員への個別振込には対応していません。ただし、特別な事情がある場合は、コールセンター（TEL：088-677-3066）へご相談ください。

■ その他

Q 本給付金は課税の対象になりますか。

A 本給付金は所得税法第34条に規定する一時所得に該当します。ただし、一時所得には50万円の特別控除が適用されるため、他の一時所得と合算して50万円以下の場合には課税の対象となりません。

Q 給付金に関する詐欺や不審な連絡への注意点を教えてください。

A 以下の点にご注意ください。

徳島市がATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料等の振り込みを求めることは絶対にありません。

給付金に関する偽サイトや不審メールにご注意ください。

不審メールを受信した場合は、本文中のリンクをクリックしないでください。

不審な電話・郵便があった場合は、すぐに以下へご連絡ください。

徳島市物価高騰対応定額給付金コールセンター TEL：088-677-3066

最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）